

2011年日本の判例動向

1. 概要

2011年に下された日本の難民訴訟事件判決のうち、その結果を難民研究フォーラムにおいて確認し得た事案は下記の通りであり、12件中、勝訴2件及び一部勝訴1件である。最大の件数を占めるビルマ（ミャンマー）の9件中、④福岡高裁の1件で難民申請者（以下、申請者）の勝訴、⑦福岡高裁は原審を踏襲し、1名勝訴、1名敗訴である。①②③⑥⑨⑩⑪の7件で敗訴であり、③2月24日東京高裁は、控訴審における逆転敗訴である。ビルマ以外では、スリランカ、トルコ、イランが各1件である。本稿では、勝訴判決2件及び逆転敗訴1件に焦点を当てる。

表 2011年日本の主な難民に関する訴訟の概要

No.	判決日	出身国	裁判所	判決
1	2011年2月4日	ビルマ	東京地裁	原告（以下省略）敗訴
2	2011年2月23日	ビルマ	東京高裁	敗訴
3	2011年2月24日	ビルマ	東京高裁	敗訴
4	2011年3月24日	ビルマ	福岡高裁	勝訴
5	2011年3月30日	スリランカ	大阪地裁	勝訴
6	2011年4月21日	ビルマ	東京高裁	敗訴
7	2011年4月28日	ビルマ	福岡高裁	勝訴1名、敗訴1名
8	2011年5月17日	トルコ	東京地裁	敗訴
9	2011年6月3日	ビルマ	大阪高裁	敗訴
10	2011年11月28日	ビルマ	東京高裁	敗訴
11	2011年11月30日	ビルマ	東京地裁	敗訴
12	2011年12月6日	イラン	東京地裁	敗訴

2. 2011年日本の難民判決の注目点

(1) 供述調書の信用性と通訳の正確性

事案④は、ビルマを常居所としていたロヒンギャ族のイスラム教徒の男性Aである。Aは、ビルマの大学で学生民主化組織に所属し、民主化運動のピラを配布し、他の学生を勧誘していた。Aは、警察が自宅に捜索に来たことを聞き、身の危険を感じ、タイ経由で福岡空港に到着後、直ちに難民認定申請を行った。なお、一緒に退学処分となった友人2名は逮捕され、Aには逮捕状が発付されている。

本件の原審（2010年4月22日福岡地裁）において、Aと最初の通訳との意思疎通はできておらず、Aが、「署名を拒否している」のに加え、入国警備官が通訳を介さず、英語でAの取調べを行った際の供述調書は、「内容の正確性が十分に担保されているとはいえず」、信用性がないと裁判所は判断した。その後、通訳がついたものの、難民調査官作成の陳述書に客観的事実と矛盾する部分があったことから、「供述調書等の信用性は低い」とし、「供述調書等に録取されている供述の変遷で原告の供述の信用性を否定するには慎重な検討が必要である」と判示した。福岡高裁は、その判断を踏襲し、かつ、入国警備官は「単語をつなぎ合わせた片言の英語」で、「日常会話程度であれば可能という程度の語学能力」に過ぎず、「双方が理解できない部分があり、何度も聞き返すなどして取調べを行った」ので「どこまで正確にやり取りできたかは疑問が残る」とした。さらに、Aの供述等に「変遷している部分があることは否定できないが、「重要な根幹部分においては一貫しており」、原判決の認定事実に関し、Aの供述が信用できると原審を踏襲し、難民不認定処分の取消を判示した。本判決で注目すべきは、「灰色の権利」が考慮されている点である。本件では、Aに真正有効な旅券が発行されていたか否かが争点となったが、「真正な旅券が発行されたと断ずる証拠はなく」、A名義の搭乗記録がないことを勘案し、第三者が介在し不正規の旅券が発行されたと断ずる証拠はなく、A名義の搭乗記録がないことを勘案し、第三者が介在し不正規の旅券を使用した可能性が高いと判断した。「疑わしきは申請者の利益に」という「灰色の利益」が適用されたと評価できる。また、外国人事件においては通訳の正確性が極めて重要となる。本件では、供述の信用性の判断に際し、適正手続きの根幹ともいえる通訳の正確性につき裁判所が明確に判断を下した点が評価できる。

(2) 非国家主体による迫害の認定

事案⑤は、スリランカのジャフナ出身のタミル人Bである。Bは、タミル・イーラム解放のトラ（LTTE）のメンバーではなく、反政府的な政治活動をした経験もない。Bは、スリランカで会社を経営していた際、製造している人形に爆弾が仕込まれた状態で発見されたが、警察署で事情聴取を受けて無関係であることを説明し解放された。しかし、それ以降、警察官にLTTEやタミル人従業員に関する情報提供を求められ、様々な口実で金銭を要求された。当時、首都コロンボでは警察高官を標的にLTTEがテロを繰り返しており、爆弾テロの翌日には、ナンバープレートのない白いバンに乗った何者かがタミル人を誘拐し殺害する事件が頻発していた。Bの知人、親類も行方不明、又は何者かに殺害されている。Bは、身の危険を感じ、カナダで難民認定された兄のもとへ行く途中、中部国際空港からデトロイト行きの航空機の搭乗を拒否され、入管法24条1号（不法入国）に該当するとして、退去強制令書が発付された。その後、難民認定申請を行った。なお、Bのスリランカ出国後、白いバンに乗った者たちが数回、Bの自宅及び会社を訪れ、Bの所在を訊ねている。

大阪地裁は、Bが「ジャフナ出身のタミル人でLTTEからも協力を求められていた」ため、「スリランカ政府又はその関係当局の支援を受けているといわれている武装集団『白いバン』」に、LTTEの協力者と疑われ連行・殺害されるおそれがあると考えても不合理でないし（主観的要素）、一般人も同様のおそれを抱く（客観的要素）と判断した。そして、Bが「一貫して」知人は政府系武装集団によって殺害された旨を供述しており、変遷しているのは、「誰が殺害したか」推測した部分のみであり、これによってBに対する武装集団からの迫害のおそれを基礎づける事情は妨げられないと判断し、難民不認定処分の取消を判示した。

本件で、裁判所は、Bが「LTTEに協力しなかったことによりLTTEからも迫害されるおそれ」と「政府系武装集団からの迫害のおそれ」を感じることは不自然でなく、LTTEからの迫害のおそれは、政府系武装集団からの迫害のおそれを否定しないとした。つまり、非国家主体であるLTTEによる迫害を認定し、国内避難可能性（IFA）の議論はなされていない。本件の控訴はなされず、本判決が確定した。なお、Bは同年11月に在留特別許可を与えられた。

(3) 貧困による就労目的と判断された事案

事案③は、ビルマの少数民族チン族出身でキリスト教徒の男性Cで、控訴審による逆転敗訴である。Cは、ビルマ国軍に所属していた際、他の軍人が村人の鶏を盗み、世話になっている家の猫を殺して食べ、働くことのできない村人にも強制労働させているのを見て国軍に不信感を抱き、国軍がデモの民衆に銃を向けるのを目の当たりにし嫌悪感を強く抱いた。友人の兵士と共に反政府の貼紙を軍施設に貼ったために軍事法廷で除隊を命じられたと主張していた。また、軍関係者70名に「軍は国民を撃つてはならない」等記載したクリスマスカードを郵送し、軍情報部の友人から、呼び出しを受けるだろうと警告されたと言っていた。Cはビルマ国内にとどまることに危険を感じ、インド経由でタイから2002年に成田空港へ入国した。2006年に入管法違反容疑で逮捕され、入管法24条1号に該当するとして、退去強制令書が発付された。その後、難民認定申請を行った。

本件の原審（2010年2月5日東京地裁）で、Cは、「国軍の方針を批判」し、「民主化を希望する旨の内容を記載した貼り紙を貼ったことから逮捕及び拘束され、軍事法廷にかけられ除隊処分を受け」ており、ビルマ政府はCを「反政府活動家と個別に把握」していると判断した。また、クリスマスカードについても迫害のおそれの根拠とした。そして、Cの「来日に不法就労の目的があっても」、それによってCの「難民該当性が否定」されないと判示した。これに対し、控訴審では「生活が苦しかったことから、日本での就労」を企図し、Cが「定期的に借金の返済や家族へ送金」しており、「ビルマの民主化に係る団体に所属したことはなく」、「日本における反政府デモ等の政治的活動」もしていなかった点に重きを置いた。Cの供述等の信憑性判断では「一貫して」、専ら不法就労の目的で入国したことをCが認め、帰国後の生活について、タクシー運転手をする予定等の「具体的な」供述をしていると判断した。そのうえで、容易に発覚し得る状況下で貼り紙を軍施設に貼った行動の合理性は肯定し難いとした。裁判所は、退役軍人証が真正である点は認めたものの「除隊理由が貼り紙の件にあったということまで裏付けるものではな」く、退役後予定住所で6年間就労していた際に迫害を受けた証拠はないと判断した。また、クリスマスカードについても、難民認定申請書作成時には一切触れられていないため、(1)事実として存在しないか、又は(2)Cにとって印象的な出来事ではなかったと判断した。したがって、Cが(1)民主化活動団体に所属せず、(2)反政府デモに参加せず、(3)入国後直ちに稼働し、就労目的であった旨を供述していることから、難民不認定処分は相当であると判示した。

本件の原審と控訴審で判断が分かれた要因は、迫害のおそれを根拠づける、貼り紙とクリスマスカードの信憑性判断であった。控訴審では、原審と逆に、ビルマ政府はCを「反政府活動家と個別に把握していない」と判断した。さらに、難民該当性は就労目的であろうとも否定されないとした原審に対し、控訴審では、就労目的であることを全面的に断定し、難民該当性を退けた。

3. 2011年日本の判例動向のまとめ

日本では申請者のナラティブの要素がさほど強くない。本稿で見たように、勝訴の要因は、信憑性判断であり、申請者の供述が、(1)具体的、(2)詳細、(3)根幹部分で一貫していることが裁判所の判断を分けている。しかし、申請者が自らの詳細を語るためには、申請者と調査官の間に確固たる信頼関係が必要であり、言語の問題のみならず、迫害を受けたゆえに人間不信となりがち

な申請者との信頼関係の醸成のハードルは高い。また、本邦上陸後直ちに難民認定申請を行った場合、「迫害」のおそれが認定され、勝訴の要因となっている。これは、「就労目的」で稼働していないことを書証でいかに根拠付けられるかにかかっているとえよう。

安藤由香里（大阪大学）